

## 議員報酬

### 1 議員報酬とは

#### (1) 法的根拠

○地方自治法  
第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。  
2・3 (略)  
4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

#### (2) 性格

議員に対する報酬は「役務の対価」であり、首長等に対する給料の「生活給」とは異なる。しかし、役務（活動量）が増えれば、生活するのに支障をきたさない額が必要という論理（生活給的な要素）も内包する。

表1 役務の範囲

範囲内	議会活動（本会議、委員会、全員協議会、派遣 等） 議員活動（会派・議員による調査研究 等）
範囲外	政治活動（政党活動、選挙活動、後援会活動 等）

### 2 議員報酬額の検証

#### (1) 原価方式（蓄積方式）—昭和53年モデル・改訂平成31年モデル

- 昭和53年モデルは、首長の実働日数（330日）と議員の実働日数（103日）を比較して算定したもので、当時の全国町村議会議長会は、議長は首長の給料の40～54%、副議長は33～37%、議員は30～31%相当額という「標準」を示している。
- 改訂平成31年モデルは、それぞれの議会・議員活動を明確化すべきことを指摘し、「標準」の提示は行われていない。

表2 三種町における議員報酬と町長給料の比較

職名	議員報酬	町長給料	比率
議長	288,000円	755,000円	38.1%
副議長	255,000円		33.7%
議員	241,000円		31.9%

(2) 比較方式（類似団体比較）

- ・ 類似団体のそれぞれの活動内容（役務）は異なることから、理論的な根拠が弱いとされている。
- ・ 全国町村議会議長会発行の「町村議会実態調査結果の概要」を参考とすることができる。

○第69回町村議会実態調査結果の概要

調査対象：令和5年7月1日現在の926町村議会（743町・183村）

対象期間：令和4年1月1日～同年12月31日

表3 全国・類似団体※平均比較

職名	三種町	全国平均	類似団体平均
議長	288,000円	296,006円	305,109円
副議長	255,000円	240,274円	247,431円
議員	241,000円	218,218円	226,329円
常任委員長	—	224,347円	230,645円
議運委員長	—	224,711円	230,716円
(町村長)	755,000円	736,464円	754,532円

※ 人口が10,000人以上15,000人未満の町村（町村数：161）

表4 県内町村比較

町村名	議長	副議長	議員	常任委員長	議運委員長	(町村長)
小坂町	253,000	229,000	222,000	—	—	628,000
上小阿仁村	252,000	225,000	214,000	—	—	649,000
藤里町	279,000	242,000	233,000	—	—	712,000
三種町	288,000	255,000	241,000	—	—	755,000
八峰町	276,000	242,000	233,000	—	—	750,000
五城目町	280,000	245,000	235,000	—	—	720,000
八郎潟町	210,000	194,000	186,000	—	—	630,000
井川町	252,000	225,000	212,000	—	—	710,000
大潟村	255,000	212,000	199,000	—	—	620,000
美郷町	288,000	264,000	255,000	—	—	796,000
羽後町	288,000	267,000	253,000	—	—	776,000
東成瀬村	255,000	221,000	211,000	—	—	730,000
(県内平均)	264,666	235,083	224,500	—	—	706,333

### (3) 収益方式（成果重視）

- ・ 収益（町政への寄与）を数値化する算定方法が確立されていない。
  - 熊本県五木村議会は、平成22年度に外部委員の評価を報酬の20%に反映させる成果報酬制度を始めたが、年間で最高51万6千円から最低0円までの開きがあるなど、公正な評価が難しく平成24年12月に廃止されている。

### (4) 原価方式（蓄積方式）—令和4年モデル

- ・ 従来原価方式を「活動内容を踏まえた原価方式」として深化させたもので、「表に現れない活動（議案の精読や住民との接触等の個々の議員・会派で行う活動）」の基準をそれぞれの議会の考え方によって明確化した上で表に出し、それを数値化するものである。
- ・ 議員の活動日数の数値化は、「時間単位で積算する」「8時間を1日として日数換算する」「活動に要した時間も含める」などのルールを定めた上で、一定期間、活動調査シートなどに記録して算出する。
- ・ 算定式

$$\frac{\text{議会}^{*1} \cdot \text{議員}^{*2} \text{の活動日数}}{\text{首長の職務遂行日数}^{*3}} \times \text{首長の給料} = \text{議員報酬額}$$

- ※1 本会議・委員会・全員協議会・派遣・法定外会議 等
  - ※2 日常の議員活動（議案の精読・一般質問の準備・住民対話 等）
  - ※3 365日－120日（土・日曜日104日＋祝日16日）×1/2＝モデル305日
- ・ 原価方式が期待する報酬額に見合う全国町村議会議員の活動日数の平均は、首長の職務遂行日数にモデル値を使った場合、約91日となる。
  - ・ 原価方式が期待する報酬額に見合う三種町議会議員の活動日数は、首長の職務遂行日数にモデル値を使った場合、約98日となる。
  - ・ 令和5年における三種町議会議員の議会の活動日数（会議等に要した時間及びその前後それぞれ1時間を含め、8時間を1日として換算する。）は、約15日（本会議約9日、予算決算特別委員会約1日、全員協議会約3日、全議員を対象とした議員派遣約2日）である。
  - ・ 首長の活動量をモデル値ではなく実際の値を用いた場合は、それに応じて増減する。

## 3 全国町村議会議長会の動向

### (1) 「議員報酬に関するアンケート調査」の結果

○令和5年度議員報酬に関するアンケート調査結果の概要  
調査対象：令和5年4月1日現在の926町村議会（743町・183村）  
対象期間：令和3年4月2日～令和5年4月1日

表5 議員報酬の検討

検討済	検討中	検討していない	合計
140 議会	94 議会	692 議会	926 議会

表6 議員報酬の増額

増額した	増額していない	合計
66 議会	860 議会	926 議会

表7 議員報酬の増額根拠（複数回答可）

原価方式	比較方式	近隣町村とのバランス	行政職員の給与を参考	その他
10 議会※ <sup>1</sup>	23 議会	39 議会	5 議会	16 議会※ <sup>2</sup>

※1 原価方式の算定に用いられた議会・議員の活動日数の平均は 93.6 日

※2 主な回答は「全国平均との比較」「以前の議員報酬の水準に戻した」

(2) 町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議

町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議
<p>町村議会議員のなり手不足問題が深刻化している。</p> <p>この問題には様々な要因が絡み合っているが、都道府県議会議員、市区議会議員と比べて著しく低い議員報酬（平均月額約 21.7 万円）が大きな影響を及ぼしていることは明らかである。</p> <p>町村議会の議員報酬月額の水準は、永きにわたり、町村長の給料月額約 30% 程度に据え置かれたままであり、それだけでは生計を維持できないほど低水準であることが指摘されている。</p> <p>この背景には本会が昭和 53 年に議員報酬の全国標準を長の給料月額約 30% として示したことが影響していると考えられるが、社会情勢が大きく変化し、議会・議員の職責や活動量も増大した今日においても、各町村がこの標準に縛られ、議員報酬の水準が据え置かれている状況にある。</p> <p>こうしたことを踏まえ、<u>本会は、議会・議員の活動量と長の活動量を比較し、活動内容を住民に明示することを通じて、議員報酬を考える「活動内容を踏まえた原価方式」</u>（令和 4 年 2 月 研究委託報告書『議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き（江藤俊昭大正大学社会共生物学部教授）』）等を議員報酬の算定方法として全国展開しており、このことは、<u>国の第 33 次地方制度調査会の答申（令和 4 年 12 月）においても肯定的に捉えられている。</u></p> <p>今こそ、我々は、<u>実態にそぐわない昭和 53 年標準をここに廃止するとともに、</u>議会に多様な人材の参画を促す観点から、更なる議会改革を進め、議会・議員の活動量を豊富化し、住民の理解を得ながら議員報酬の適正化を図っていく所存である。</p> <p>よって、国においては、町村議会の議員報酬の適正化のため、議員報酬の引き上げに向けた環境整備を図るよう、下記事項の実現を強く要請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

- 1 町村議会の議員報酬はそれだけでは生計を維持できないほどの低水準であることから、長との権衡を考慮して定めることを地方自治法に規定すること。
- 2 議員報酬の改善に伴う議会費の増額が町村の行財政運営に影響を与えることがないように財政措置の充実等の環境整備を図ること。
- 3 議員報酬を検討するに当たって、町村長が特別職報酬等審議会の意見を聴く場合は、審議会の運営等について、次の事項に留意するよう、町村に周知すること。

なお、これに伴い、「特別職の職員の給与について（昭和 43 年 10 月 17 日自治給第 94 号自治省行政局長通知）」は見直すこと。

- (1) 審議会委員には議会の活動状況を把握している者を選任すること。
- (2) 議会側に意見陳述の機会を付与すること。
- (3) 議会・議員の活動状況を単に審議日数のみで捉えることなく、住民との対話や日常の議員活動など活動量や活動内容を踏まえ検討すること。
- (4) 類似団体や近隣町村との単純な比較のみにより議員報酬の水準を決定しないこと。
- (5) 議会費の総額ありきの考え方から議員報酬を増額する代わりに議員定数を安易に削減することのないようにすること。

以上、決議する。

令和 6 年 5 月 2 2 日

全国町村議会議長会  
都道府県会長会

#### 4 役職加算の検証

- ・ 議長は対外的に議会の代表権を有しており、副議長はその職務を代理する立場にあることから、他の議員とは異なる権限と責任があることを考慮し、報酬上の加算が行われている。
- ・ 正副委員長は議会内部の役職ではあるが、委員会の運営や付随する役職など、他の議員に比べて職務が加重されていることから、報酬上の加算が行われている議会もある。
- ・ 役職加算の実態は、「第 6 6 回町村議会実態調査結果（R02.07.01 現在）の概要」から、議長は議員の 1.36 倍、副議長は 1.10 倍、委員長は 1.03 倍となっている。

表 8 全国・類似団体※における対議員報酬倍率の比較

職名	三種町	全国平均	類似団体平均
議長	1.20 倍	1.36 倍	1.35 倍
副議長	1.06 倍	1.10 倍	1.09 倍
常任委員長	—	1.03 倍	1.02 倍
議運委員長	—	1.03 倍	1.02 倍

※ 人口が 10,000 人以上 15,000 人未満の町村（町村数：161）

5 委員の意見【令和6年9月2日時点】

- ・ これまでに当町議会は、議員報酬額の見直しを行ったことがあるか。  
→ 「6 三種町議会議員報酬額の変遷」参照
- ・ 議員定数が減となった場合は、議員報酬総額を据置き、減員分の報酬額を現行の報酬額に上乗せする方法も検討すべき。  
→ 「7 減員分報酬額の上乗せ見積」参照
- ・ 報酬増としている事例があったら参考としたい。  
→ 「8 議員報酬額を増額した井川町議会の事例」参照
- ・ 原価方式（令和4年モデル）については、現特別委員会の任期での調査が難しいため、長期的に検討する必要がある。
- ・ 役職加算については、正副議長の活動量を反映しているか不明なため、検証が必要ではないか。
- ・ 社会状況を反映することにして、県人事委員会勧告を考慮してはどうか。  
→ 「9 県人事委員会勧告の仕組」参照

6 三種町議会議員報酬額の変遷

- ・ 山本郡南部三町合併協議会の決定からこれまでに、議員報酬額の見直しを行ったことはない。

7 減員分報酬額の上乗せ見積

- ・ 議員定数が1減となった場合の議員報酬月額241,000円を、議長、副議長、議員12人で按分（千円以下切捨て）する。
- ・ 役職加算は、三種町における対議員報酬倍率（議長は議員の1.20倍、副議長は1.06倍）を適用する。

表9 三種町議会の役職加算倍率を適用した見積（1人当たり）

職名	現行	見積額	差額	役職加算
議長	288,000円	308,000円	20,000円	1.20倍
副議長	255,000円	273,000円	18,000円	1.06倍
議員	241,000円	258,000円	17,000円	—
計※	3,676,000円	3,677,000円	1,000円	—

※ 計の算出は、議員の列について、現行は13人を乗じ、見積額は12人を乗じている。

- ・ 議員定数が1減となった場合の議員報酬月額241,000円を、議長、副議長、委員長4人（総務政策・環境厚生・広報広聴・議会運営）、議員8人で按分（千円以下切捨て）する。

- ・ 役職加算は、全国における対議員報酬倍率（議長は議員の1.36倍、副議長は1.10倍、委員長は1.03）を適用する。

表10 全国の役職加算倍率を適用した見積（1人当たり）

職名	現行	見積額	差額	役職加算
議長	288,000円	343,000円	55,000円	1.36倍
副議長	255,000円	277,000円	22,000円	1.10倍
委員長	241,000円	260,000円	19,000円	1.03倍
議員	241,000円	252,000円	11,000円	—
計※	3,676,000円	3,676,000円	0円	—

※ 計の算出は、委員長の列について、現行・見積額ともに4人を乗じ、議員の列について、現行は9人を乗じ、見積額は8人を乗じている。

## 8 議員報酬額を増額した井川町議会の事例

- ・ 議会は、令和4年6月定例会において議会定数及び報酬特別委員会を設置し、議員報酬についての調査を付託した。
- ・ 議会定数及び報酬特別委員会は、同年7月13日から調査を行い、令和5年4月28日に議長へ調査報告書を提出した。
- ・ 議会はこれを提言書としてとりまとめ、同年5月12日に町長へ提出した。

### 調査報告書・提言書の概要

原価方式（令和4年モデル）を採用し、活動日数123.22日として議員291,000円（79,000円増）、委員長は活動日数4日プラスで301,000円（89,000円増）、正副議長は秋田県及び全国平均の係数値を参考にそれぞれ1.3倍と1.1倍にして378,000円（126,000円増）、320,000円（95,000円増）とする。

- ・ 町長は、議会の提言書を受け、議員報酬額に関する条例を議会に提出するため、令和5年6月21日に特別職報酬等審議会へ諮問した。
- ・ 特別職報酬等審議会は、同日から延べ3回の審議を行い、令和5年8月8日に町長へ答申した。

### 答申書の概要

#### 3 審議経過及び内容

井川町議会から提出された提言書において、報酬算定の基礎とした、原価方式について議論した。その中で、町長と議員の仕事内容を同一に捉えることが、ふさわしくないという意見が多数出された。また、算定項目の議員活動（領域C）について、正確な数字と捉えられないとの意見も多く出された。

議員報酬を増額することに対しては、議員定数を削減する中での増額については、肯定的な意見が多く出された。また、職業としての議員報酬を考えた場合、現行の報酬額では少ないとの意見も出された。ただし、提言された報酬額は、県内町村と比較しても、町民の理解を得られる金額ではないとの意見が多

数を占めた。議員活動は同一であるとの考えから、秋田県内の町村議員報酬との比較も重要であるとの意見も出された。

#### 4 議員報酬について

委員の意見として、以下のとおり3つ意見が出された。

- (1) 現在の報酬額に留める意見
  - (2) 議員定数12名の報酬等の総額の中で、1名定数を削減した相当分を増額すべきとの意見
  - (3) 一律に削減した平成17年の報酬に戻す意見
- (2)の意見が多数を占めたが、(3)の意見も複数あったことから、報酬額に幅を持たせた答申とすることに決定した。

議長 271,000円～280,000円の範囲内の額

副議長 244,000円～250,000円の範囲内の額

議員 231,000円～235,000円の範囲内の額

※改定時期については、次の改選期である令和6年2月1日が適当である。

※委員長報酬については、秋田県内での町村で採用しているところがないことから、今回の審議会では採用しないこととする。

#### 6 付帯意見

審議会における議論の中で次のとおり、意見・要望等があったことを付言する。

- (1) 議員活動が町民の目に見えない状況である旨の発言が多く寄せられたことから、今後は活動の状況を今以上に町民に公開する必要がある。議員は素晴らしい職業であり、魅力のある仕事と捉えられるよう期待する。

- ・ 町長は、特別職報酬等審議会の答申を受け、令和5年12月定例会に議員報酬条例の一部改正案を提出した。
- ・ 議会は、賛成9：反対1（欠員1、議長を除く。）でこれを可決し、令和6年2月1日から施行されている。

#### 議員報酬条例の一部改正案の概要

議長 月額 252,000円 → 280,000円（28,000円増）

副議長 月額 225,000円 → 250,000円（25,000円増）

議員 月額 212,000円 → 235,000円（23,000円増）

（参考：一律に削減した平成17年の報酬と同額）

#### 9 県人事委員会勧告の仕組

- ・ 月例給の勧告は、民間と県職員の4月分の給与を精密に比較して得られた較差の解消を図るために行われる。
- ・ 民間給与の調査は、企業規模50人以上、事業所規模50人以上の従業員が対象となる。
- ・ 県職員給与の調査は、行政職給料表適用職員が対象となる。
- ・ 民間給与と県職員給与の比較は、役職段階・学歴・年齢別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較する。

- ・そして、地方公務員法の規定に基づき、国及び他の地方公共団体並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して決定される。

#### 1.0 委員の意見【令和6年11月28日時点】

- ・現状維持（議長288千円、副議長255千円、議員241千円）とする。  
→議長報酬は同規模自治体である美郷町と同額であり、副議長報酬は全国平均より高額なため
- ・議長327千円（39千円増）、副議長265千円（10千円増）とする。  
→役職加算について、対議員報酬倍率を全国平均まで引上げるため（議長1.20倍→1.36倍、副議長1.06倍→1.10倍）
- ・委員長248千円（7千円増）とする。  
→役職加算について、対議員報酬倍率を全国平均により新設するため（委員長1.03倍）

#### 1.1 委員会案の中間集約【令和6年12月10日時点】

- ① 現状維持とする。  
→賛成者9人
- ② 議長327千円、副議長265千円、委員長248千円とする。  
→賛成者2人
- ③ 議長327千円、副議長265千円とする。  
→賛成者2人

#### 1.2 パブリックコメントの実施

(1) 実施期間 令和7年2月14日（金）～3月14日（金）

(2) 実施方法 町ホームページに掲載

- ・議会だより2月号（パブコメ用紙を挟む。）により事前周知を図る。
- ・中間集約した委員会案に対する町民の意見を募集する。
- ・意見募集は、議会事務局へのメール及び本庁・支所に受付箱を設置して受付ける。
- ・氏名・住所が明記されたものを議会への意見として取扱う。

(3) 委員会案 改選後の議員報酬は、次のとおりとする。

- ・現状維持（議長288千円、副議長255千円、議員241千円）とする。